

令和 6 年度
第 2 回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和 6 年 5 月 13 日開会

高松市農業委員会

令和6年度第2回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和6年5月13日（月）午後2時開会

開催場所 高松市役所 114会議室

出席委員 20人（委員総数24人 但し、議席番号8番は欠番）

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 6番 白井 一美
- 7番 瀧本 繁樹
- 9番 岩部 壽夫
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸（会長職務代理者第2）
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 藤田 邦夫
- 14番 富本 正樹（会長職務代理者第1）
- 16番 河田 薫
- 18番 中田 茂富
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 川原 勝
- 23番 谷本 寛昇
- 24番 奈良 稔

欠席委員 4人

- 15番 藤澤 鶴夫
- 17番 神高 賢二
- 22番 橋田 行子
- 25番 山田 憲一

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼 農 政 課 長 山上 浩平
- 農政課長補佐 森 亮介
- 農 地 係 長 森 明雄
- 農政管理係長 山崎 博司
- 副 主 幹 金田 篤宗
- 主 事 溝渕 勝久
- 主 任 主 事 西谷 茂浩
- 主 任 主 事 多田 利浩

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第7号 非農地証明願について

議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第9号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による
開発計画に対する意見について

議案第11号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について

議案第12号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について

議案第13号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について

報 告 ア 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

イ 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の欠員補充について

議 長(会長) ただ今から令和6年度第2回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中20人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、15番藤澤委員、17番神高委員、22番橋田委員、25番山田委員の4名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は11番谷口委員及び18番中田委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ使用貸借に係る農地返還通知について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2番は、転用目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。転用の内容は、5条許可申請所有権10番のとおりです。

次のページを御覧ください

3番、4番及び5番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次のページを御覧ください

6番は、耕作目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

7番、8番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次のページを御覧ください

9番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

10番は、転用目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

11番は、耕作目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。

1 番、2 番は、転用目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

次のページを御覧ください

3 番、4 番及び5 番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

次のページを御覧ください

6 番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

7 番は、転用目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

8 番は、第三者が耕作する目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。所有権移転の内容は、3 条許可申請所有権5 番のとおりです。

次のページを御覧ください

9 番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。転用の内容は、5 条許可申請所有権10 番のとおりです。

10 番は、第三者が耕作する目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。所有権移転の内容は、3 条許可申請所有権13 番のとおりです。

11 番から次のページの13 番までは、耕作目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

次のページを御覧ください

14 番は、転用する予定のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

15 番、16 番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

次のページを御覧ください

17 番、18 番は、第三者が耕作する目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。所有権移転の内容は、3 条許可申請所有権18 番、21 番のとおりです。

19 番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。転用の内容は、5 条許可申請使用貸借6 番のとおりです。

20 番は、転用目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。転用の内容は、5 条許可申請使用貸借8 番のとおりです。

次のページを御覧ください

21 番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

以上、議案第1 号 ア 農地法第18 条第6 項の規定による通知について11 件、イ 使用貸借に係

る農地返還通知について21件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

西谷主任主事 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申し上げます。

1番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、年齢を考え将来の農地管理の負担を減らし、老後の安定した収入確保のため、共同住宅経営を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、貸住宅、宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、賃貸を目的とした住宅及び自己住宅を建築した際、誤って農地の一部に越境したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和40年頃に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が363.76平方メートルあります。

3番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、近隣事業者から不足する駐車スペースを確保するため利用要望があり、新たな露天貸駐車場用地として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、貸住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、父が賃貸住宅を建築した際、誤って農地の一部に越境したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和61年頃に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が253.39平方メートルあります。

5番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、南側店舗から駐車場としての利用要望があったことから露天貸駐車場用地として転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和40年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

次のページを御覧ください。

6番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、転用者は農機具置場として利用するため、宅地拡張用地として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が493.72平方メートルあります。

7番は、非農家の自己住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築した際、誤って隣接農地に越境したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和36年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が257.85平方メートルあります。

8番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、父が住宅を建築した際、誤って隣接農地に越境したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成16年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が467.93平方メートルあります。

9番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅及び納屋を建築した際、誤って隣接農地に越境したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和49年頃に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が624.79平方メートルあります。

10番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、近隣法人からの借入要望により、露天貸駐車場用地を造成したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和47年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

次のページを御覧ください。

11番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅への出入りを容易にするため、隣接農地の一部に越境したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成16年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、近隣で事業を営む親族から駐車場として利用したいとの要望を受けたことにより、露天貸駐車場用地として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は令和3年に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が178.91平方メートルあります。

13番は、貸住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅への出入りは西側から行っていたが、道路幅が狭く不便で、東側から出入りできるよう宅地拡張を行ったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は令和元年に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が394.83平方メートルあります。

14番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、父が、同居家族が増えたため、住宅を増築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和42年頃に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が567.57平方メートルあります。

15番は、進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、財産の整理時、申請地が農地転用許可を得ず造成していることが分かり、是正するため、所有する宅地への進入路用地として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年頃に造成済ですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

次のページを御覧ください。

16番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅への出入りを容易にするため及び、物置を建築するため宅地拡張を行ったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成14年に造成・建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が605.91 平方メートルあります。

17番も、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、祖父が住宅を建築した際、誤って農地の一部に越境したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和30年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について17件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

溝渕主任 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書17ページを御覧ください。

1番は、令和2年11月20日付けで特定建築条件付売買予定地用地として転用許可を受けていましたが、1区画について、貸資材置場用地としての利用要望があり、対応するため、転用目的を変更するもので、併せて工事期間の延長も行うため申請されたものです。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第3号については承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について議題といたします。

現地調査の概要を谷口委員から報告をお願いいたします。

谷口委員 現地調査委員の谷口です。

今回の特別現地調査委員は、中田委員と私の2名で、先週金曜日に現地調査を実施しました。

今回の特別議案は、農地法第5条第1項の規定による許可申請の所有権移転4件、賃借権3件、合計7件です。所有権移転3件につきましては、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、1番から3番までを私が、4番から7番までを中田委員から報告します。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案、所有権移転について説明します。

別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番は、ことடன்志度線古高松駅北東約600メートルに在り、建築業を営む申請者が、露天資材・車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、既存の資材置場が手狭で、事業拡大に対応するため新たな資材・車両置場用地を確保するものです。

本社事務所近くであり、周辺は交通の利便性が良く、事業効率が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用山林等が163.84平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番は、香川県立図書館南約600メートルに在り、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地周辺は近年宅地開発が盛んで、申請地の含まれる校区内の小学校が増築されるなど、住宅需要の高い区域内にあり、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が263.88平方メートルあり、18条6項通知2番及び使用貸借に係る農地返還通知9番に関連しております。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

3番は、高松市立円座小学校北東約750メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地と

して転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は農道水路を挟み、東側及び南側一帯が都市計画用途地域で、徒歩圏内に小学校、幼稚園があり、周辺は分譲住宅や共同住宅等により宅地化が進んでいる住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、転用により被害が発生した場合は当事者間で解決する旨の確約書も提出され、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が220.29平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

私の説明はここまでとし、4番からは、中田委員が説明します。

中田委員 現地調査委員の中田です。

4番は、高松市立国分寺北部小学校南西約1キロメートルに在り、不動産の賃貸業を営む転用者が、木太町、上天神町に続き、本市内で新たな共同住宅用地を計画したものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、近くには、JRの駅、国道11号線があり、交通の利便性が良く、教育・商業施設も近くにあり、入居需要の高い地域内であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

次のページを御覧ください。賃借権の案件について説明します。

1番は、香川県立高松桜井高等学校北約1キロメートルに在り、九州・中国・四国地方を中心にドラッグストア一経営を行っている申請者が、新たな店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、区画整理事業の行われたレインボー通り沿いにあり、交通の利便性が良く、集客の見込める用地で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番は、高松市立林小学校南約400メートルに在り、自動車の修理業を営む転用者が露天車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、現在利用中の申請地西側の車両置場が手狭で、事業に支障が出ていることから、新たな車両置場用地を確保するため転用申請するもので、申請地は、既存施設東隣で、事業連携が円滑に行えることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が1,745.41平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

3番は、高松市立三溪小学校北東約550メートルに在り、建築物、工作物の維持管理、設計、施工なども手掛ける不動産業を営む申請者が露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、昭和45年に土地改良事業の換地処分の行われた第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、農道を挟み申請地南側には転用者の既存資材置場があり、北側は主要地方道三木国分寺線に接していることから交通の利便性、事業効率がよく、第1種農地の不許可の例外「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活、又は、業務上必要な施設」に該当するもので、申請地は本社事務所から2キロメートル以内にあり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案、所有権4件、賃借権3件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

溝渚主任 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書18ページを御覧ください。

1番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用道路等が 112.88 平方メートルあります。

2 番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

3 番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が開発道路に面しており、県道高松志度線に近く、周辺は教育施設及び商業施設が整備され、分譲住宅等で宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用公衆用道路等が 116.48 平方メートルあります。

4 番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書 19 ページを御覧ください。

5 番は、宅地造成用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

7 番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、62.52 平方メートルあります。

8 番は、賃貸住宅の経営を行い安定した所得を得たいと考え、長屋住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と

農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成 18 年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が 636.47 平方メートルあります。

議案書 20 ページを御覧ください。

9 番は、宅地を造成した際、申請地に誤って越境しており、宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和 41 年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が 205.38 平方メートルあります。

11 番は、土木建築工事業、不動産業等を営む法人が、事業拡大のため新たな資材置場が必要となったので、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成元年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書 21 ページを御覧ください。

12 番は、給排水設備工事業、不動産業等を営む法人が、現在使用している資材置場が手狭になり、新たな資材置場が必要となったため、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

13 番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し、県道山崎御厩線に近く、周辺は、分譲住宅等で宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書 22 ページを御覧ください。

14 番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し、県道山崎御厩線に近く、周辺は、分譲住宅等で宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

15 番は、不動産業等を営む法人が、今後の工事及び維持管理業務に駐車場が必要となったため、露天駐車場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、また、工事を予定している場所にも近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

議案書 23 ページを御覧ください。

17 番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し、主要地方道高松善通寺線にも近く、市内中心部への交通アクセスも良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

18 番の申請者は宗教法人で、参拝者の駐車場が不足しているため路上駐車等により周辺に迷惑をかけていたことから、解消しようと、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、本殿からも近く、管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19 番は、宅地及び農地への進入路に使用するため、申請地を進入路用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地及び農地への進入路として利用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書 24 ページを御覧ください。

20 番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、592.11 平方メートルあります。

21 番は、不動産業等を営む法人が道路の拡幅を行うため、道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が33.10平方メートルあります。

議案書25ページを御覧ください。

23 番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面し、出入りが容易で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書26ページを御覧ください。

2 番は、自動車の売買・整備等を営む法人が、現在の駐車場が手狭となり、新たな車両置場が必要となったので、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面し、本店からも近く、利用及び管理がし易いことか、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書28ページを御覧ください。

1 番は、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2 番も、現在、借家住まいで、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が 26 平方メートルあります。

3 番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、農業用倉庫及び車庫を建築した際、隣接農地に越境していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、既に建築及び造成済みであり、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が 568.33 平方メートルあります。

4 番は、現在、借家住まいで、家財道具が増えたことにより、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が 26.39 平方メートルあります。

議案書 29 ページを御覧ください。

5 番は、宅地への進入路が狭く車両の通行に不便だったため、申請地を進入路拡幅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地への進入路として利用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が 453.90 平方メートルあります。

6 番は、現在、借家住まいで、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、祖母の家からも近く、面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成 6 年に一部造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

使用貸借返還通知 19 番と関連しています。

7 番は、分家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存宅地と一体的に利用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成 6 年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 377.31

平方メートルあります。

議案書 30 ページを御覧ください。

8 番は、現在、借家住まいで、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側と南側が市道に面し、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

使用貸借返還通知 20 番と関連しています。

9 番は、現在、借家住まいで、子どもの成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、実家にも隣接しており、相互扶助ができることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案、所有権 19 件、賃借権 1 件、使用貸借 9 件、計 29 件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について御説明申し上げます。今月は所有権移転案件のみです。

議案書 31 ページを御覧ください。

1 番は、父から息子へ部分贈与するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2 番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2 番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、トウモロコシを栽培

するものです。

3番、4番、次のページの5番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後、3番はレモン、4番はビワ、5番は野菜を栽培するものです。

6番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、野菜を栽培するものです。

7番、8番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後、7番はジャガイモ及びサツマイモ、8番はキンカンを栽培するものです。

33ページの9番、34ページの10番、11番は、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人が取得するもので、取得後は、それぞれ飼料作物を栽培するものです。

農地所有適格法人の4つの要件、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件は全て満たしています。

12番から次のページの15番までは、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後、12番は柿、ミカンを、13番は花卉、14番、15番は水稻を作付けするものです。

16番は、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人が取得するもので、取得後は、イチゴ及び野菜を栽培するものです。農地所有適格法人の要件は全て満たしています。

17番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、水稻を作付けするものです。

次のページを御覧ください。

18番、19番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後、18番は野菜及び果樹を、19番は柑橘類を栽培するものです。

20番は、公益財団法人が農業研修の圃場を確保するために取得するもので、取得後は、イチジク、アマナツ、ニンニクを栽培するものです。農地所有適格法人以外の法人が農地の取得を例外的できるものとして、農地法第3条第2項但し書きの、教育、医療又は、社会福祉事業を行うものに該当するものです。

次のページを御覧ください。

21番は、耕作者が小作地を譲り受けるもので、取得後は、野菜を栽培するものです。使用貸借に係る農地返還通知18番に関連しています。

22番、23番、24番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後、22番、24番は水稻を、23番はミカンを栽培するものです。

25番、26番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、25番はミカンを、26番はタマネギを栽培するものです。

次のページを御覧ください。

27番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、野菜を栽培するものです。

28番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、イモを栽培するものです。

29番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、水稻を作付けするも

のです。

以上、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転29件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 非農地証明願について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

西谷主任主事 議案第7号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書39ページを御覧ください。

1番は、昭和53年頃から、2番は、平成9年頃から、農道として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設、納屋、農道、水路等の用に供する場合」に該当するものです。

3番及び次のページの4番は、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不適当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

5番は、平成10年から水路として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設、納屋、農道、水路等の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第7号 非農地証明願について5件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第7号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

41ページを御覧ください。

1 番は、税務署への書類提出期限が迫っていたため、会長専決により、4月19日付けで証明したもので、現地調査の結果、全て適正に農地として管理、利用されておりました。また、相続人も適格要件を満たしております。

以上、議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の専決処分について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の専決処分について承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については承認することに決定いたしました。

次に、議案第9号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森係長 議案第9号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申しあげます。

資料1を御覧ください。

令和6年5月2日付けで、高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による、高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、掲載案件については、問題のない旨の報告を受けております。

次に、資料の内容について御説明いたします。

1ページからの総括表を御覧ください。

農用地区域からの除外内容でございまして、対象地番及び除外後の用途が、各地区順に記載されております。

5ページの下段に、今回の除外後の用途区分ごとの件数及び面積が記載されており、合計件数が36件、合計面積が44,456.18平方メートルでございます。

次に6ページを御覧ください。

これは、農業用施設を申請地に建築するため、用途の区分変更を行い、農地から農業用施設用地に変更するもので、1件、面積が161平方メートルです。

以上、議案第9号について 御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第9号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、異議ない旨、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号については、異議ない旨、回答する

ことに決定いたしました。

次に、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

資料2の1ページを御覧ください。令和6年4月12日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、3ページから11ページのとおり、令和6年4月12日付けで協議者9者から、香川県知事宛に土地開発行為協議書が提出されたことによるもので、開発行為を行う土地の所在及び面積は、資料各ページのとおり、庵治町の合計16,5926ヘクタールでございます。

12ページに位置図を付しています。

13ページ以降には土地利用計画図、断面図を付しています。

資料2の表紙を御覧ください。

土地開発行為の目的は、土石の採取を行うもので、認可期間が終了したことに伴い、新たに協議を行うものです。開発区域の周辺は採石場に囲まれており、隣接する事業者と協調して採石を行い、開発終了時には洪水調整池等を埋戻し平坦部に植栽を行って森林の回復を図る計画となっております。

表紙の裏面を御覧ください。

4月24日に地区担当農業委員と地区担当で現地調査を行い、開発区域の下流域には農地が存在することを確認しました。

高松市長には、開発に当たっては、開発区域の下流域に存在する農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること。との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について1件、御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第11号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第11号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について御説明申しあげます。

資料3の1ページを御覧ください。

令和6年4月18日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会がありました。

これは3ページから11ページのとおり令和6年4月12日付けで、申請者9者から、香川県知事宛に採石法に基づく採取計画認可申請書が提出されたことによるものです。

採石行為を行う土地の所在及び面積は、資料各ページのとおり、庵治町の合計22.8424ヘクタールでございます。

この度の内容は、継続していた認可期間が終了したため、新たに申請を行うものです。

12ページ以降に位置図、利用計画図、断面図を付しています。

資料3の表紙を御覧ください。

採石法による認可申請は、議案10号で意見照会のあった、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例の規定による土地開発行為協議書と同一の事業者、同一の場所であり、調査の際に採取場の下流域に農地があることを確認しています。

表紙の裏面を御覧ください

高松市長には、採取に当たっては、採取場の下流域に存在する農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること。との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第11号 採石法33条の6の規定による採取計画の認可申請に対する意見について、御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。———御発言がないようですので、議案第11号については原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようですので、議案第11号については原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山上局長 議案第12号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任についてを御説明申しあげます。

資料4を御覧ください。

先週9日木曜日に、農業委員等候補者評価委員会を開催いたしまして、農地利用最適化推進委員候補者として、第4地区香川地域の横岡明則氏を決定いたしました。

この取扱いにつきましては、農業委員会等に関する法律第17条で、農業委員会は、一中略一農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。と規定されておりますことから、今回、横岡氏を農地利用最適化推進委員に選任することについて、お諮りするものです。

本議案を承認いただきますと、本日閉会後に、三笠会長が横岡氏の委嘱を行う予定としております。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第12号については、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第12号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第13号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山上局長 議案第13号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任についてを、御説明申し上げます。

資料5を御覧ください。先月30日火曜日に、第3地区三谷地域の農地利用最適化推進委員、横田 豊実様が三笠会長に辞任届を提出されました。

この取扱いにつきましては、農業委員会等に関する法律第23条で、推進委員は正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。と規定されておりますことから、今回、横田氏の農地利用最適化推進委員の辞任について、お諮りするものです。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第13号については、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第13号については同意することに決定いたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

報告事項 ア 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告を求めます。

森農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申し上げます。

資料6を御覧ください。

期間としましては、令和6年4月6日から同年5月7日分までであります。

まず、許可件数ですが、3月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が4件、4月議

決分といたしまして4条が14件、5条が21件、合計で4条が14件、5条が25件です。

許可保留件数につきましては、3月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が3件、4月議決分といたしまして4条が1件、5条が12件、合計で4条が1件、5条が15件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1ページを御覧ください。

まず、4条関係です。

令和6年4月議決分の6番が表の右端欄のとおり、開発許可、道路工事承認未了により、許可保留となっております。

2ページを御覧ください。

次に5条関係です。

令和6年3月議決分の所有権、6番、18番、19番が表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、道路工事承認未了、法定外占用承認未了により、許可保留となっております。

3ページを御覧ください。令和6年4月議決分の所有権、4番、5番、7番、12番、13番、15番、16番、17番が、表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可・道路工事承認未了、法定外占用承認未了により許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

同じく、4月議決分の、所有権、18番、23番、24番及び賃借権の2番が、表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可・道路工事承認未了、法定外占用承認未了により許可保留となっております。

以上で今月の許可状況についての報告を終了します。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。———御発言がないようでありますので、続きまして、報告案件 イ 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の欠員補充について、事務局の報告を求めます。

山上局長 報告案件 イ 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の欠員補充について御報告申しあげます。

先ほど、御審議いただきました議案第13号で、横田氏の農地利用最適化推進委員の辞任を同意いただいたことに伴い、三谷地域の農地利用最適化推進委員が1名欠員となりますが、第3地区部会での事前協議として、その欠員を補充したいとの意向が示されております。

そこで、任期も2年以上残っていることも踏まえて、事務局において、農地利用最適化推進委員の選任手続を進めてまいりたいと存じます。

今後のスケジュールといたしましては、広報高松に公募の記事を掲載する必要があり、やや時間を要しますが、7月上中旬を推薦・公募期間とし、8月上旬に候補者評価委員会を開催して候補者を内定します。

そして、8月の定例総会で同意をいただいた後に、委嘱を行う予定としております。

このようなスケジュールで進めてまいりたいと考えておりますので御承知おきくださいます

ようお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。———御発言がないようであり
ますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和6年度第2回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時20分 閉会